

# 安全データシート

整理番号 【459-3】

制定日 2012/01/18

改訂日 2016/08/30

---

## 1. 製品および会社情報

### 製品

製品名 パワークイック酵素系浸漬洗浄剤（中性）

### 供給者情報

会社 サラヤ株式会社

住所 大阪府大阪市東住吉区湯里2-2-8

担当部門 営業本部

電話番号 06-6797-2525

緊急時連絡番号 06-6705-1013

---

## 2. 危険有害性の要約

GHS分類：分類できない。

---

## 3. 組成および成分情報

単一製品・混合物の区別：混合物

成分：（括弧内はラベル表示内容）

界面活性剤（陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤）、  
酵素（タンパク質分解酵素）、安定剤（酵素安定化剤）、  
防錆剤（防錆剤）、色素

---

## 4. 応急処置

皮膚についた場合：水で洗い流す。

眼に入った場合：直ちに水洗いし、医師の処置を受ける。

飲み込んだ場合：直ちに医師の処置を受ける。

---

## 5. 火災時の措置

**消火剤：**

泡、粉末、炭酸ガスなど。

**消火方法：**

通常は燃焼しないが、万一、周辺の状況により燃焼した場合は、上記の消火剤による。

---

## 6. 漏出時の措置

少量の場合は、布切れ等で拭き取り、大量の場合は、蓋付空容器へ回収する。

---

## 7. 取り扱いおよび保管上の注意

**取り扱い：**

- ①用途以外には使用しない。
- ②作業時は必ず防護メガネ、およびゴム手袋を着用する。
- ③他の薬剤・洗浄剤とは混ぜない。
- ④他の容器に移し替えて使用しない。
- ⑤キャップを開けるとき液が飛び出す恐れがある。  
また、容器を移動するときは、キャップをしっかり閉める。  
緩んでいると、液が跳ねて目や皮ふにつく恐れがある。
- ⑥倒れたり、こぼれたりすることのないような場所に保管する。
- ⑦樹脂の種類やメッキ製品等金属の種類によっては、変化をきたす場合があるので、あらかじめ試験をしてから使用する。
- ⑧洗浄液は最低1日に1回交換する。
- ⑨機械洗浄する場合は必ず器具をすすいでください。

**保管**

**適切な保管条件：**

- ①幼児の手の届かないところに保管する。
  - ②直射日光を避けなるべく涼しい場所で保管する。
- 

## 8. 暴露防止措置および保護措置

**設備対策：**情報なし

**管理濃度：**設定されていない。

**許容濃度：**設定されていない。

**保護具：**必ず防護メガネ、およびゴム手袋を着用する。

---

## 9. 物理的および化学的性質

**外観：**青色～緑色 透明液体

臭い：原料臭

pH：6～8

比重：1.06（20℃）

---

## 10. 安定性および反応性

安定性：常温においては安定である。

危険有害性反応可能性：情報なし

---

## 11. 有害情報

急性毒性：分類できない

皮膚腐食性/刺激性：分類できない

眼に対する重篤な損傷/刺激性：分類できない

呼吸器感作性/皮膚感作性：分類できない

変異原性：分類できない

発がん性：分類できない

生殖毒性：分類できない

特定標的臓器/全身毒性－単回暴露：分類できない

特定標的臓器/全身毒性－反復暴露：分類できない

吸引性呼吸器有害性：分類できない

催奇形性：分類できない

代謝：分類できない

---

## 12. 環境影響情報

生態毒性：情報なし

残留性・分解性：情報なし

生体蓄積性：情報なし

土壌中の移動性：情報なし

化学物質管理促進法（P R T R法）

トデシル硫酸トリウム（第一種指定化学物質 No.275） 3.1%含有

化学物質管理促進法（P R T R法）

ポリ(オキシエチレン)トデシルエーテル硫酸エステルトリウム

（第一種指定化学物質 No.409） 12.0%含有

ノニルフェノール系非イオン界面活性剤を含め、環境庁が内分泌攪乱物質（いわゆる環境ホルモン）と位置付けした 指定物質は一切配合していない。

---

### 13. 廃棄上の注意

「7. 取り扱いおよび保管上の注意」の項を参照のこと

残余廃棄物：

大量の水で希釈し処理する。あるいは、廃棄物業者に処理を依頼する。

使用済容器：

管轄自治体のルールに従って、処理する。

---

### 14. 輸送上の注意

「7. 取り扱い及び保管上の注意」の項を参照のこと

国際規制

国連分類：該当なし

国連番号：該当なし

引火性液体に該当しない。

運搬する場合には、飛散、漏洩、流出、又は浸出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

---

### 15. 適応法令

労働安全衛生法（安衛法）：通知対象物質に該当しない。

化学物質管理促進法（P R T R法）：該当する。

---

### 16. その他の情報

- ・この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
  - ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、完全性を保証するものではありません。
  - ・注意事項は通常の取り扱いを対象としたものですが、特別な取り扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。
  - ・すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取り扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。
-